

一般社団法人痴漢抑止活動センター 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人痴漢抑止活動センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、性犯罪防止・抑止のために、自治体、鉄道会社等と協力し、生活の安全に資することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 性犯罪の抑止・防止グッズの企画・製造・販売
- (2) 性犯罪・防犯意識の普及・宣伝
- (3) 防犯・抑止機器・資器材の紹介
- (4) 犯罪被害防止・抑止対策の推進
- (5) 防犯ボランティア活動の支援
- (6) 性犯罪問題に関する研究並びにその啓蒙に関する事業
- (7) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業
- (8) 前各号に附帯又は関連する事業、その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し入社した者を社員とする。

2 社員となるには、別に定めるところにより申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

る。

(退社)

第6 条 社員は，別に定めるところにより 届出をすることにより，いつでも退社することができる。

(除名)

第7 条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは，第1 5 条第2 項に定める社員総会の決議(以下「特別決議」という。) によって，当該社員を除名することができる。

- (1) 本定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ，又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(社員の資格の喪失)

第8 条 社員は，次のいずれかに該当するに至ったときは，その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人となったとき。
- (3) 死亡し，若しくは失踪宣告を受け，又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

第3 章 社員総会

(種別)

第9 条 当法人の社員総会は，定時社員総会及び臨時社員総会の2 種とする。

(構成)

第1 0 条 社員総会は，すべての社員をもって構成する。

(開催)

第1 1 条 定時社員総会は，毎年1 回，毎事業年度終了後2 か月以内に開催し，臨時社員総

会は、必要がある場合に開催する。

（招集）

第12条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 前項の招集通知は、会日の1週間前までに、各社員に対して発する。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合には、会日の2週間前までに招集通知を発する。

3 前項の規定に関わらず、社員総会は、社員の全員の同意がある場合には、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合は、この限りでない。

（議長）

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

（議決権）

第14条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（決議）

第15条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- （1）社員の除名
- （2）定款の変更
- （3）解散
- （4）その他法令で定めた事項

（決議及び報告の省略）

第16条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当

該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

- 2 理事が社員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第17条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印又は電子署名をする。

第4章 理事

(理事の設置)

第18条 当法人に、理事3名以上を置く。

- 2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任等)

第19条 理事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事は、社員総会の決議によって定める。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務権限)

第20条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

- 2 理事は、当法人の業務を執行する。

(任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(解任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬)

第23条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第24条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第25条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第26条 基金の返還の手続については、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第27条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から翌年12月末日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第28条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が当該事業年度に関する次の書類を作成し、定時社員総会に提出し又は提供しなければならない。

(1) 事業報告及びその附属明細書

(2) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の不分配)

第29条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 本定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解散)

第31条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産)

第32条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人に贈与する。

第8章 附則

(最初の事業年度)

第33条 当法人の最初の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年2月末日までとする。